

議案第 3 1 号

湯梨浜町情報公開条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町情報公開条例の一部を改正する条例

湯梨浜町情報公開条例（平成16年湯梨浜町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（移動条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第16条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに<u>地方自治法第138条の4第3項に規定する審査会</u>(以下「<u>審査会</u>」<u>という。)</u>に諮問し、その答申等を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第16条 前条の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに<u>湯梨浜町情報公開審査会に諮問</u>(<u>議会にあっては、意見聴取</u>)し、その答申等を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p><u>(審査会への意見の求め)</u></p> <p>第18条 <u>実施機関は、この条例による情報公開制度の運営に関する重要な事項について第16条第1項の審査会に意見を求めることができる。</u></p>	<p><u>(情報公開審査会)</u></p> <p>第18条 <u>次に掲げる事務を行うため、湯梨浜町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>(1) <u>第16条の審査請求等について調査審議すること</u></p> <p>(2) <u>湯梨浜町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年湯梨浜町条例第6号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するこ</u></p>

と

(3) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること

2 審査会は、学識経験を有する者のうちから町長が任命する委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会は、第1項の調査審議を行うほか、この条例による情報公開制度の運営に関する重要な事項について審議し、実施機関に建議することができる。

5 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、公開とすることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第18条の2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示等の決定に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示等の決定に係る公文書に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができ

る。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第18条の3 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第18条の4 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第18条の5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第18条の2第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第18条の3第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第18条の6 審査会は、第18条の2第3項若しくは第4項若しくは第18条の4の規

定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の書面の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付若しくは閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。